

令和8年5月

登録希望業者各位

三種町役場建設課

## 三種町小規模修繕等契約希望者登録の募集について

この制度は、三種町が発注する小規模な修繕等について、建設業者等級格付け名簿に登録されることが困難な町内の小規模業者を登録し、発注することにより、当該業者に受注機会を拡大するための制度です。

今回、令和8年7月1日から令和10年6月30日までの登録希望者を次により募集しますので、登録を希望される方は、役場建設課までお問合せください。（令和6年5月以降に登録された方は、令和8年6月30日で登録の期限が切れますので、新たに申請する必要があります。）

### 登録募集の概要

（対象となる小規模修繕等）

次の業種の修繕のうち、内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、1件の金額が50万円未満のものであります。

- ① 建築一式・大工
- ② 屋根・板金
- ③ 電気
- ④ 塗装
- ⑤ 給排水暖冷房衛生設備
- ⑥ ガラス
- ⑦ 建具
- ⑧ 畳
- ⑨ 左官
- ⑩ その他（①～⑨以外の希望する工種）

（登録できる者）

三種町内に主たる事業所又は住所を有する方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は登録できません。

- ・ 町内に主たる事業所又は住所を置かない者。
- ・ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者。
- ・ 代表者等が集团的に又は常習的に暴力行為を行なうおそれがある組織の関係者であると認められる者。
- ・ 申請書提出時において、引き続き2年以上同一の事業を営んでいない者。ただし同等の経験を有すると認められる者を除く。

- ・ 建設業者等級格付名簿に登録されている者。
- ・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者。
- ・ 町税を滞納している者。
- ・ その他公共の発注の相手方として不相当と認められる者。

(登録の申請)

登録を希望する者は、次の書類を提出してください。

- ① 三種町小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号）
- ② 最新の納税証明書又は町税に滞納がない旨の証明書  
(税務課・各支所の地域生活係で発行：有料)
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し（希望の業種の履行に際し、資格・免許が必要な業種の場合）
- ④ 修繕実績調書（様式第2号）
- ⑤ 身分証明書（町民生活課・各支所の地域生活係で発行：有料）

※ 登録申請の受付期間は、令和8年5月25日からです。

（今回は、6月30日で登録名簿を作成し、7月1日以降の修繕等に適用します。尚、その後に提出された場合は随時名簿に追加登録します。）

(登録の有効期間)

登録の有効期間は令和8年7月1日から令和10年6月30日までとなります。ただし、令和8年7月2日以降に登録された場合は、登録の日から令和10年6月30日までとなります。

(登録事項の変更)

登録事項に変更のあったとき、又は希望業種を追加するときなどは届出が必要になります。（様式第4号）

※ 登録したから必ず受注できるということではありませんので、念のため申し添えます。

【問合せ先】

三種町役場 建設課管理係

TEL 0185 - 85 - 4820・FAX 0185 - 72 - 1536

三種町鶴川字岩谷子8番地